



島 根 県 報

平成22年 5 月 31 日 (月)

号外 第 115 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 5月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第9号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項第5号中「週休日」の次に「、勤務時間条例第8条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日（以下「時間外勤務代休時間指定日」という。）」を加え、同項第6号中「週休日」の次に「、時間外勤務代休時間指定日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。